α　別表第１に定める各特別区ごとの率
α′　0.5823979095
β　別表第２に定める各特別区ごとの率
β′　0.6803233717
γ　別表第３に定める各特別区ごとの率
γ′　0.0696931429

２　前項の場合において、令和八年度特別会計暫定予算により同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された地方特例交付金の額と前項の規定により算定した各地方公共団体に対して交付すべき地方特例交付金の額の合算額との間に差額があるときは、その差額を前項の規定により算定した額の最も大きい市町村に交付すべき地方特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

（廃置分合又は境界変更があった場合の交付額の算定）

第二条　前条の場合において、令和八年四月一日以前一年内及び同年四月二日から前条の規定により交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があった場合における前条の算定に用いる令和七年度の基準税額、基準額又は住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付金の額（以下この条において「基準税額等」という。）は、次の各号に定めるところによる。

一　廃置分合により一の地方公共団体の区域の全部が他の地方公共団体の区域となったときは、当該廃置分合前の関係地方公共団体に係る令和七年度の基準税額等の合算額をもって、当該地方公共団体が新たに属することとなった地方公共団体の同年度の基準税額等とする。

二　廃置分合により一の地方公共団体の区域が分割された場合において、分割された区域に係る令和七年度の基準税額等は、当該廃置分合前の地方公共団体の令和七年度の基準税額等を、当該廃置分合により分割された区域を基礎とする独立の地方公共団体がそれぞれ令和七年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体において算定すべきであった基準税額等に按分した額とする。

三　境界変更により一の地方公共団体がその区域を減じた場合における当該地方公共団体の令和七年度の基準税額等は、当該境界変更前の地方公共団体に係る令和七年度の基準税額等から当該額を当該境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた当該地方公共団体の区域のそれぞれを基礎とする独立の地方公共団体が令和七年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方公共団体において算定すべきであった基準税額等に按分した額のうち、当該境界変更により減ずる区域に係る按分額を除いた額とし、新たにその区域が属することとなった地方公共団体の令和七年度の基準税額等は、その地方公共団体に係る令和七年度の基準税額等に当該境界変更により減ずる区域に係る按分額を加えた額とする。

（端数計算）

第三条　前二条の場合において、算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（この省令の失効）

第二条　この省令は、令和八年度当初予算の成立の日に、その効力を失う。ただし、失効前のこの省令の規定により算定した第一条第一項各号に定める額は、地方交付税法等改正法附則第七条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額とみなす。

（地方特例交付金に関する省令の一部改正）

第三条　地方特例交付金に関する省令（平成十一年自治省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

２　地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三号）附則第七条第二項の場合において、令和八年度の地方特例交付金総額の二分の一の額と同項の規定により算定した各地方公共団体に対して交付すべき地方特例交付金の額の合算額との間に差額があるときは、その差額を同項の規定により算定した額の最も大きい市町村に交付すべき地方特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

別表第一

区分	率
千代田区	0.0057722686
中央区	0.0093515955
港区	0.0138229664
新宿区	0.0215056961
文京区	0.0126075564
台東区	0.0151833336
墨田区	0.0255459124
江東区	0.0458064636
品川区	0.0304335706
目黒区	0.0169562713
大田区	0.0844579903
世田谷区	0.0844431229
渋谷区	0.0148711182
中野区	0.0256722853
杉並区	0.0556932855
豊島区	0.0204798454
北区	0.0332289970
荒川区	0.0198665651
板橋区	0.0661636529
練馬区	0.1080005203
足立区	0.1224070322
葛飾区	0.0706350239
江戸川区	0.0969949265

別表第二

区分	率
千代田区	0.0217898251
中央区	0.0275076498
港区	0.0319294373